

こくりょう・みんなの広場 会則

第1条（名称）

本会は、「こくりょう・みんなの広場」と称する。

第2条（目的）

地域に住む人たちが、この地域を愛せるように相互に助け合い協力し合って行動し、住みやすく安全で安心なまちづくりを推進する。

第3条（会員）

本会は国領小学校区とその近隣に住む人、及び校区内にある諸団体・事業所に所属し、本会の目的に賛同する人を会員とする。

第4条（活動）

本会は第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行なうものとする。

- (1) すべての世代が安全で安心して暮らして行けるまちづくりの活動を考え実践する。
- (2) 環境の美化に努め、住みやすくきれいなまちづくりを行なう。
- (3) 地域の行事に積極的に参加し、住民相互の親睦を図る。
- (4) 情報交換を通じて、各団体のネットワークを図る。
- (5) 地域の防犯・防災に関すること。
- (6) 地域福祉の増進に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる活動。

第5条（活動の基本）

本会は特定の個人または法人、宗教団体の利益を目的とした活動を行なわない。また、特定の政党のために活動をしてはならない。

第6条（事務所）

本会の事務所は会長宅に置く。

第7条（運営委員会）

- 1 本会はまちづくりのための事項を協議して本会を運営するため運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は原則として3ヶ月に1回開催し、第4条に掲げる活動について協議する。

なお、運営委員会は、必要に応じて臨時開催することもできる。

第8条（運営委員会の構成）

- 1 運営委員会は運営委員を持って構成し、運営委員は次の各号に掲げる者から総会で選出する。
 - (1) 国領小学校区で活動する団体の代表者又は代表者が推薦する者
 - (2) 国領小学校区において、本会の目的に賛同し、地域活動に熱意のある者
- 2 運営委員の任期は1年として再任は妨げない。
- 3 運営委員が任期途中で辞任したことにより欠けた場合、その補充については運営委員会が選任する。その場合の後任の運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条（役員等）

- 1 本会には次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 4人以内
 - (3) 庶務 3人以内
 - (4) 会計 2人以内
 - (5) 部長 若干名（第10条の部会の設置時に限る）
- 2 前項に掲げるものは運営委員から選出し、総会の承認を得て就任する。
- 3 役員任期は1年として再任は妨げない。
- 4 本会の会計を監査するため、総会の承認を得て会計監査2人を置く。

なお、会計監査は運営委員には含まない。
- 5 会長は、この会を代表し会の活動を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはこれを代行する。
- 7 会計は、この会の経理を担当する。
- 8 庶務は、この会の円滑な運営を図るため、事務を担当する。
- 9 部長は、各部会の活動内容等をこの会に報告する。

第10条（役員会）

- 1 役員会は、会長、副会長、庶務、会計、部長を以て構成する。
- 2 役員会は、本会の総合企画及び調整を行い、運営全般に関することを協議する。
- 3 会長が必要と認めた場合、役員以外の者も役員会に出席することができる。

第 11 条（部会）

- 1 会長は、第 4 条に規定する活動を円滑に推進するため、必要に応じ、部会を設けることができる。
- 2 部会には、部長を置く。
- 3 部長は、運営委員の中から選出する。
- 4 部会は、必要に応じて、副部長を置くことができる。
- 5 部長は、部会の目的を達成するために、部会を総括し、運営に当たるものとする。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部会の目的を達成するために、運営に当たるものとする。
- 7 部長は、役員会の構成員とする。

第 12 条（総会）

- 1 定例総会は毎年 1 回会長が召集し、次の事項について承認を受けなければならない。なお、承認は出席者の 2 分の 1 以上の賛成をもって決定する。
 - (1) 活動方針及び活動報告
 - (2) 予算及び決算報告
 - (3) 委員の承認
 - (4) 役員 of 承認
 - (5) 会則の改正及び廃止
 - (6) その他、承認を必要とする事項
- 2 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

第 13 条（経費）

この会の費用は調布市の助成金及び寄付金等をもって充当する。

第 14 条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 14 条（雑則）

この会則に定めるものの他必要な事項は、運営委員会で定める。

附則 この会則は、調布市の認可があった日から施行する。

附則 この会則は、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

附則 この会則は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。